

平成20年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果

1. 基本目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

オウム真理教（以下「教団」という。）は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響下にあり、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持し、教団に対しては、多くの国民が今なお不安感を抱いている。

また、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、こうした懸案を解決するためには、政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

(2) 目的・目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく教団に対する観察処分^{*1}を厳正に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては、迅速かつ適切に対応する。

イ 公安調査庁は、内閣情報会議及び合同情報会議、その他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また、「カウンターインテリジェンス^{*2}機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づく各種施策の平成20年4月からの実施（一部を除く。）に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

そこで、破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・ 情報収集及び分析・評価能力の向上
- ・ 情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
- ・ 外国関係機関等との連携強化

等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」等の各種作成資料を必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

3. 評価手法等

- (1) 教団に対する観察処分を厳正に実施することができたかどうかについては、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いや関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請への対応状況（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、関係地方公共団体に対する情報提供件数）、地域住民との意見交換会の開催状況（実施回数、参加者数）について、総合的に分析する。
- (2) 破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関及び国民に対し提供することができたかどうかについては、情報の提供状況（情報提供の正確性、適時性、迅速性）及びホームページへのアクセス件数を検証する。また、より確度の高い情報の入手を目的とした、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の状況について検証する。さらに、カウンターインテリジェンス啓発研修参加者のアンケート結果を分析する。
- 以上により、本政策をめぐる問題点を分析・把握し、今後の本政策の方向性について検討する。

4. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 教団に対する観察処分の厳正な実施

以下のとおり、教団に対する観察処分を厳正に実施した。

(ア) 教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は、教団に対する観察処分の実施のため、団体規制法に基づき、必要な調査を行ったことに加え、平成20年度においては、合計19回にわたり、延べ36施設に対し、公安調査官延べ628人を動員して立入検査を実施した。その内訳として、平成18年1月更新の観察処分に基づく立入検査は、30施設に対し、561人を動員して17回実施した。平成21年1月更新の観察処分に基づく立入検査は、6施設に対し、67人を動員して2回実施した。

○過去5か年における立入検査実施状況（単位：回、延べ施設、延べ人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	24	24	19	18	19
施設数	29	32	62	41	36
動員数	559	710	883	683	628

平成18年度は、麻原の死刑判決確定を受け、教団の活動状況を明らかにするため立入検査を行う必要性がより一層高まった。そこで、平成18年9月16日、16都道府県に所在する25か所の教団施設に対し、公安調査官175人を動員して一斉に立入検査を実施したことから、施設数、動員数とも、他の年度と比較すると多くなっている。

(イ) 教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成20年5月、8月及び11月の3回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

上記立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、

- ・ 平成20年12月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約200人を擁し、また、国内に15都道府県下30か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
- ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している

・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのである
 ことなどが明らかになるとともに、教団の活動状況を継続して明らかにする必要が認められた。

そこで、公安調査庁長官は、平成20年12月1日、公安審査委員会に対し、平成18年1月23日付け同委員会決定によりその期間が更新された観察処分について、その期間の更新を請求した。公安審査委員会は、平成21年1月23日、公安調査庁長官による同観察処分の期間の更新の請求につき審査を行った結果、団体規制法第5条第4項^{*3}の規定に基づき、同観察処分の期間を更新する決定を行った（平成21年1月30日官報公示）。

観察処分の期間更新が認められたことにより、同教団による活動状況の定期報告徴取、公安調査官による教団施設への立入検査及びそれらの調査結果の関係地方公共団体への提供等が継続して可能となった。これを受け、公安調査庁長官は、平成21年2月、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

このように、観察処分の厳正な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態が解明され、観察処分の期間の更新の請求が適正になされた結果、平成21年2月以降も引き続き教団の活動実態を明らかにすることが可能となった。

また、観察処分に基づく調査結果については、平成20年度において、22関係地方公共団体の長から延べ45回にわたり情報提供の請求を受け、延べ53回にわたり情報提供を行った。その結果、提供先の地方公共団体から一定の評価を得るとともに、継続的な調査結果に関する情報提供の請求を受けていることから施策の有効性が認められる。

○過去5か年における関係地方公共団体への情報提供回数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
請求を行った関係地方公共団体数	17	18	16	17	22
請求回数	40	42	50	39	45
提供回数	42	47	48	46	53

関係地方公共団体の長からは、継続的に観察処分に基づく調査結果の提供につき請求があり、関係自治体における教団の活動に対する警戒心は依然として高いものと認められる。

調査結果の提供については、関係地方公共団体の長からの請求があって行われるものであるところ、継続的に請求がなされているのは、地方自治体における教団への警戒心が依然として高いことに加え、当庁からの提供内容が有益かつ必要であるとの理解が得られた結果であるものと認識している。

また、教団施設の存する地域の住民の不安感の軽減等に資するため、意見交換会を開催した（実施回数10回、参加者数延べ190名）。意見交換会については、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があったと考える。

なお、政府は、平成21年4月、団体規制法の規定に基づき、平成20年1月から同年12月までの間における同法の施行状況を国会に報告した。

○過去5か年における地域住民との意見交換会開催状況（単位：回、延べ人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	1	3	3	5	10
参加者数	15	65	70	80	190

地域住民の要望を受けて開催する地域住民との意見交換会の回数は増加傾向にあり、地域住民が教団に抱く不安感・恐怖感は依然として高いものと認められること

から、同交換会の継続開催について必要性が高まっているものと認められる。

実施回数の増加は、同交換会の有益性及び必要性について地域住民の理解が得られた結果であるものと認識している。

イ 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供

破壊的団体等に関する調査及びその調査の過程で得られた情報を提供するため、以下の項目を実施した。

(ア) 情報収集及び分析・評価能力の向上

- 国際テロ関係では、テロ組織等に関する証拠の準備を担当する国際破壊活動対策室を平成19年4月に本庁に新設して以降も、国内外の関係機関との協力関係を一層強化するなど、国際テロ関連立証体制を整備することで調査体制の強化を図った。
- 平成20年7月に開催された主要国首脳会合(北海道洞爺湖サミット)に際して、我が国におけるテロの発生を未然に防止するため、「G8サミット関連特別調査本部」(平成19年4月設置)を中心とした全庁的な態勢を継続した。さらに、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなど、調査体制を強化した。
- 北朝鮮関係では、担当調査官を増員し、調査体制の強化及び情報収集能力の向上を図った。
- カウンターインテリジェンス関係では、平成20年4月から施行(一部を除く。)された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、職員のカウンターインテリジェンス意識啓発を目的とした研修等を実施した(同研修等の参加者に対するアンケート調査の結果、参加者の95パーセントが「カウンターインテリジェンスに関する意識が向上した」と回答)。

○カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果

研修全般の内容について		
質問事項	割合	主な感想
意識が向上した	95%	カウンターインテリジェンス意識が向上し有効
意識は変わらなかった	5%	以前からカウンターインテリジェンスについて承知していた

- 大量破壊兵器拡散関係では、諸外国及び国内関係省庁との緊密な情報交換を実施した。
- 官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- 本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。
- 外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

(イ) 破壊的団体等に対する調査

破壊的団体等に対する調査のため、以下の取組を実施した。

- 国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き

掛け及び出入国の動向などの適時・的確な把握に集中的に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミサイル問題をめぐる動向など、我が国の公共の安全に影響を及ぼす不法有害活動を最重点に情報収集を行った。
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、我が国の秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めた。
- ・ 外事関係では、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の反日団体の動向把握や、北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。
- ・ 国内公安動向では、在日米軍再編問題や成田空港問題などをめぐる過激派等の動向、日本人拉致問題や領土問題、海洋権益問題、靖国神社参拝などをめぐる右翼団体の活動などに関して調査を実施した。
- ・ これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。上記取組の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力した結果、以下のとおり、それら関連情報を情報の質やニーズの緊急性に応じて適切かつ効率的に政府・関係機関等に提供することに努めた。
- ・ 情報収集及び分析・評価能力の向上並びに破壊的団体に対する調査を通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が関係省庁に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく、いわゆる法務大臣のテロリスト認定に適切に対応するとの観点から収集した情報について、関係機関への提供に努めた。
- ・ 平成20年12月に、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページ（<http://www.moj.go.jp/KOUAN/>）において、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、国民への情報提供を行った。同ホームページへのアクセス件数は、平成19年度においては155,752件、平成20年度においては105,507件であった。

○ホームページアクセス件数

	平成19年度	平成20年度
アクセス件数	155,752	105,507

なお、平成20年度のアクセス数が減少しているのは、平成19年度に、公安調査庁が各種のメディアに取り上げられたことが影響しているものと考えられる。引き続き、適時・的確な情報をホームページに掲載するよう努める。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

平成20年度において、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、2地方公共団体及び10団体から教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要がある。

また、国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。

イ 国が行う必要性

観察処分は、無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している

と認められる場合に行われるものであり、公共の安全確保のため国が行う必要がある。

また、国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。このような情勢において、問題に迅速に対応するため、国の情報機関が適時・的確な情報を収集する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

団体規制法の規定に基づく観察処分を適切に実施していかなければならない。また、「官邸における情報機能の強化の方針」等に基づき、情報収集に努めていく必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

ア 教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率性の高い措置である。加えて、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても、効率性の高い措置であると考えられる。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから施策の効果が認められる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。

イ 北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した。さらに、その他の情報については各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行った。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもある。また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても有効性の高い措置であると考えられる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で有効であると考えられる。

また、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。さらに、緊急性の高い情報は随時、政府・関係機関に直接提供した。その他の情報については各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供は手段として妥当であつたと考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 教団施設への立入検査及び教団からの報告徴取により、教団が現在も危険な要素を保持していると認められたことから、公安調査庁長官は、平成20年12月1日、公安審査委員会に対し、平成18年1月23日付け同委員会決定によりその期間が更新された観察処分について、その期間の更新を請求した。公安審査委員会は、平成21年1月23日、公安調査庁長官による同観察処分の期間の更新の請求につき審査を行った結果、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、同観察処分の期間を更新する決定を行った。(平成21年1月30日官報公示)

また、情報提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団

の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ている上、継続的な調査結果提供の請求を受けている。

(イ) 公安調査庁は、平成19年4月に「G8サミット関連特別調査本部」を設置し、平成20年度においても継続して北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷いた。このような体制の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得た。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

この結果を踏まえ、現在の方向性は効果的であると考えるところ、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。

また、上記と同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）等に基づき、これまでと同様、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が十分発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条
- テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）
「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）
「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）
「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」
- 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）
2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化
「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」

2 - (2) - ② その他の情報収集機能の強化

「我が国の国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)」

○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (平成20年12月犯罪対策閣僚会議)

第6 - 1 - ③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化

第6 - 4 - ① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化

第6 - 4 - ② カウンターインテリジェンス機能の強化

第6 - 7 - ① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等

第6 - 8 - ② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集機能の強化

第7 - 1 - ② 治安関係職員の増員

8. 備考

※1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分。「観察処分」の内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定事項について定期の報告を受けること(報告徴取)、②当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査)であり、観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長に対して提供することができる旨団体規制法に規定されている。

※2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動。

※3 「団体規制法第5条第4項」

観察処分は、三年を超えない期間を定めて行われるものであるが、当初定めた期間が経過しても、引き続き被処分団体が危険な要素を保持しており、かつ、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、公安審査委員会は、公安調査庁長官の請求により、観察処分の期間を更新することができる。